戦後教育資料
VI
251

# 教員の資格についての申合（案）

新制大学の教員の資格については大学基準運用要項に四つの基準が定められており、これに対する解説もあり助教授の資格は教授のそれに準ずるものとしてあるが教員の組織として教授と同様に助教授、講師等についても更に具体的に掲げて遺漏のないようにしたい。

一、教授について

イ、高等専門学校以上の学校で三年以上教員の経験があり学問上の業績があるものについては具体的な資料の提示がなくてもよいが著書と論文はなくとも専攻学科又は教授上ないものについては特に教授上の業績が少くあるかどうか講義内容はどうか教育上の経験はどうか等の諸事を調査し校長の推薦に徴し該当者を見出すことが必要である。

ロ、芸能体育の諸学科に関する業績については展覧会体育会、音評会等において優秀な証明を得た者等は前項に準じて考慮する。

ハ、教授の資格としては学科の種類により極めて専門的なものと学部学科の構成により極めて綜合的なものとあるようにする。

二、助教授について

助教授は教授の資格の基準に準ずるがその程度は大体次のようにする。

6-3
265

春山 ノクノ

イ、学位を有する者

ロ、研究業績のある者

ハ、旧制大学助教授及び専任講師の経歴ある者

ニ、旧制大学の助手又はこれに準ずる職員として二年以上在職しかつ研究上教授上の能力ありと認められた者

ホ、旧制大学を卒業し研究上教授上の能力ありと認められた者

ヘ、高等専門学校の教授又は専任講師として在職し研究上教授上の業績あるもの又は能力ありと認められた者

ト、大学卒業者（高等学校高等科教員免許状所有者を含む）にして二年以上高等専門学校卒業者にして五年以上高等専門学校の助教授として在職し研究上若くは教授上の業績ある者又は能力ありと認められた者

チ、研究上教授上の能力ありと認められた者

リ、旧制大学の大学院学生として二年以上在学しかつ研究上教授上の能力ありと認められた者

ヌ、高等専門学校の教授又は専任講師として在職し研究上教授上の業績あるもの又は能力ありと認められた者

ル、大学卒業者（高等学校高等科教員免許状所有者を含む）にして二年以上高等専門学校卒業者にして五年以上高等専門学校の助教授として在職し研究上若くは教授上の業績ある者又は能力ありと認められた者

ヲ、研究所、試験所、調査所、事業場等において二年以上高等専門学校卒業者の場合は五年以上、大学卒業者の場合は三年以上研究上教育上の業績ある者

ワ、芸能体育の諸学科については展覧会、体育会、品評会等において技術優秀の証明を得た者で特に教育上若くは教授上の業績ある者。

カ、イ、ロの認定は校長の具体的の証明に基いて行われる。

ヨ、助教授はハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、イ、ロを総合して銓衡され且つ研究上若くは教授上の業績ある者又は能力ありと認められた者。

三、講師について

講師の資格は次のようにする。

イ、教授助教授の基準に準ずる但し場合によっては所要の年限又は経歴を除いて考慮される。

ロ、その他教授能力ありと認められた者。

備考

イ、

ロ、助教授はハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、イ、ロを総合して銓衡され且つ研究上若くは教授上の業績ある者又は能力ありと認められた者。

VI-251

# 教員の資格についての申合（案）

新制大学の教員の資格については大学基準運用要項に四つの基準が定められており、これに対する解説もあり助教授の資格は教授のそれに準ずるとしてあるが教員の組織として教授と同様に助教授、講師等についても更に具体的に掲げて遺漏のないようにしたい。

一、教授について

イ、高等専門学校以上の学校で三年以上教員の経験があり教授上の業績がある者」については特に教授上の業績」については具体的な資料の提示がないために見逃される場合が少くない。著書論文はもとも重要な学科又は教授上につき能力識見があるかどうか講義内容など

ロ、教育上の経験はどうか等の諸点を調査し校長の推薦に依り該当者を見出すことが必要である。

ハ、藝能、体育の諸学科に関する業績については展覧会、体育会、音楽会等において優秀な証明を得た者は前項に準じて措置する。

ニ、教授の資格としては学科の種類により概ねて専門的なものと学部学科の構成によって綜合的な教授能力が考慮され該当者が銓衡されるようにする。

二、助教授について

助教授は教授の資格の基準に準ずるがその程度は具体的には次のようにする。

イ、学位を有する者

ロ、研究業績ある者

ハ、旧制大学の助教授及び専任講師の経歴ある者

ニ、旧制大学の助手又はこれに準ずる職員として三年以上在職しかつ研究上教授上の能力ありと認められた者

ホ、旧制大学の大学院学生として三年以上在学しかつ研究上教授上の能力ありと認められた者

ヘ、高等専門学校の教授又は専任講師にて在職し研究上著しき業績ある者又は能力ありと認められた者

ト、大学卒業者（高等学校高等科教員免許状所有者を含む）にて二年

23. 10. 30
大学設置委員会学位委員会
審査会主査合同会議

VI-251

以上、高等専門学校卒業者にして五年以上高等専門学校の助教授として在職し研究上若くは教授上の業績ある者又は能力ありと認められた者

(2) 担任学科に関聯する権威ある研究上、試験所、調査所、事業場等において二年以上（高等専門学校卒業者の場合は五年以上）在職し研究上教育上の業績ある者

(3) 特殊、体育の諸学科については優良会、体育会、品評会等において技術上秀れた証明を得た者で特に教育上若くは教授上の業績ある者又は能力ありと認められた者

備考

一、(1)の認定は校長の具体的の証明に基いて行われるものでないことを了承して置くこと

二、助教授として将来教授を約束されている者

三、研究について

研究とは自己の担任する学科に関する

教育上の基準に準ずる。但場合によっては研究の場合によっては所要の年限又は経歴

を除いて差支えない

この他教授能力ありと認められた者

VI-251

昭23・10・29 大学設置委員会
特別委員会にて

# 助員の資格について（案）

新制大学の教員の資格については大学基準運用要項に四つの基準が定められており、これに対する解説もあり助教授の資格はそれに準ずるとしてあるが助員の組織として助授と同様に助教授、講師、助手等についても更に具体的に掲げて遺漏のないようにしたい。

一、助授について

1. 高等専門学校以上の学校で三年以上助員の経験があり教授、準教授、助教授上の業績がある者」については特に「助授上の業績」については具体的な資料の提示がないために見逃される場合が少くない。著書論文はなくとも専攻学科又は助授上につき知識識見があるかどうか講義内容はどうか教育上の組織はどうか等の諸点を調査し校長の推薦に徴し該当者を見出すことが必要である。

2. 識能、体育、技術の諸学科に関する業績についても展覧会、体育会、品評会等において優秀な証明を得た者又は教育上若くは助授上の業績ある者は前項に準じて措置する。

3. 教授の資格としては学科の種類により極めて専門的なものと学部学科の構成によつては綜合的な助授能力が考慮され該当者が銓衡されるようにする。

4. 学科の種類によつては助授をおかない講座があつてもよい。

二、助教授について

助教授は助授の資格の基準に準ずるがその程度は具体的には次のようにする。

1. 学位を有する者
2. 研究業績ある者
3. 旧制大学の助教授及び講師の経歴ある者
4. 旧制大学の助手又はこれに準ずる職員として二年以上任職し研究上の業績ある者又は指導教官の推薦ある者
5. 旧制大学の大学院学生として二年以上在学し研究上の業績ある者又は指導教官の推薦ある者
6. 高等専門学校の助授又は専任講師として三年以上在職し研究上若くは教授上の業績ある者又は能力ありと認められた者

VI-251

7. 高等専門学校の助教授として五年以上在職し研究上若くは教授上若くは教育上の業績ある者又は能力ありと認められた者

8. 担任学科に関連する極めて重要な研究所試験所において二年以上在職し研究上若くは教育上の業績ある者

9. 芸能、体育、その他特殊の事項については展覧会、品評会等において技術優秀の証明を得た者又は教育上若くは教授上の業績ある者

備考

1. 7の認定は学校の具体的の証明に基いて行われる。

2. 助教授は凡て将来教授を約束されているものでないことを了承して銓衡される。

三、講師について

講師は教授、助教授の代りに時間講義を行う者、助教授の資格を補充たいが教授能力のある者、特殊の科目又は極少の時間を担当する者で左の基準とする。

1. 教授助教授の基準に準ずる。但し場合によつては所定の年限又はその除いて考慮される。

2. その他教授能力ありと認められた者

四、助手について

大学、専門学校を卒業した者又はこれに準ずる経歴又は能力ある者

VI-251